

# 令和2年度肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (肥育生産支援事業)参加申込みにあたって

公益社団法人中央畜産会

事業参加申込みにあたり必ずお読みいただきますようお願いいたします。

## 事業内容について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インバウンド需要を含む外食需要が減少し、和牛を中心に牛肉価格が下落しており、肉用牛肥育経営の経営悪化が危惧されております。

このことから、所得や営業利益を令和2年度と比較して3%改善することを目的に、飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎の環境改善、経営分析による経営体質の強化のための取組を行う肉用牛経営者等に対して、肥育牛等が販売された場合に奨励金を交付する事業です。

## 事業参加者(奨励金交付対象者)について

- 1 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者
  - 2 牛の肥育状況を確認できる者
  - 3 経営体質の強化を図るために肥育牛経営強化計画を策定している者
- 以上について条件を満たす者が事業に参加することができます。

## 事業参加申込みについて

事業参加を希望する場合、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(肥育生産支援事業)参加申込書、肥育牛経営強化計画等を農場所在県(都道府)の畜産会、福島県内の肥育牛生産者の方は(公社)福島県畜産振興協会(以下「県団体」とします。)に7月31日**原本必着にて**お申込みください。

## 肥育牛経営強化計画の作成について

本事業に参加するためには、経営体質の強化を図るための取組を実施していただきます(過去から行っている取組も対象となります)。

取組内容については、①飼料分析、②血液分析、③肉質分析、④畜舎の環境改善、⑤経営分析が対象となります。2つ以上実施する(実施している)取組内容を肥育牛経営強化計画に記載してください。2つ以上の取組を実施しなければ奨励金は交付されません。また、2つと3つ以上の取組では奨励金の交付額が異なりますので注意してください。

## 奨励金の対象となる牛について

奨励金の交付対象牛は、令和2年4月7日から令和3年3月31日までに販売され、かつ、令和3年4月30日までにと畜されたことが確認された肥育牛となります。ただし、販売後、翌日から起算し、30日以内にと畜が確認されない牛は、奨励金の対象外となりますのでご注意願います。

## 奨励金の金額と交付時期について

牛マルキンの交付対象牛については、4月及び5月販売分の奨励金は、必要書類が確認できれば8月上旬に県団体から交付されます。6月販売分以降のスケジュールは、別途お知らせします。

交付される奨励金の額は、令和2年4月7日から令和3年3月31日までの間に事業参加者が出荷した交付対象牛の頭数に奨励金単価を乗じた額となります。

奨励金単価は、肥育牛経営強化計画の取組数に応じて異なる場合がありますので積極的に取組んでください。

#### 【奨励金単価】

取組数	前年比	枝肉価格の前年同月比	
		条件なし	
2つ		2万円/頭	30%下落 2万円/頭
3つ以上		2万円/頭	40%下落 4万円/頭 5万円/頭

毎月の枝肉価格の前年同月比については、農林水産省から公表されている毎月の中央卸売10市場の卸売価格から算定し、農畜産業振興機構のホームページに公表します。

なお、この奨励金は税務上の雑収入ですので、税務申告を忘れないようにしてください。

### 事業参加者確定について

事業参加を申し込まれた方が、当該事業実施要綱に定める奨励金交付対象者等の要件に該当することを確認したら、県団体を通じて参加申込者に当該事業の参加通知書が交付されます。

なお、事業実施主体等による肥育牛経営強化計画の取組内容の確認は行いませんので、事業参加者ご自身が令和8年度末（令和9年3月31日）まで証拠書類等を保管することとなります。

### 牛トレサ情報等の取り扱いについて

奨励金の交付等においては、独立行政法人家畜改良センターの牛トレサ情報を活用します。

つきましては、公益社団法人中央畜産会、県団体、事務委託先が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、事業の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る対象生産者の情報を取得し、加工し、当初目的以外の利用又は第三者へ提供するなどの取扱いをすることを同意していただき、公益社団法人中央畜産会会長に委任していただきます。

### 環境と調和のとれた農業生産活動規範について

対象生産者は「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（家畜の飼養・生産）を県団体に提出していただきます。

### 奨励金の不交付または返還について

事業参加者が次の内容に該当した場合は、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還請求することができるものとします。

- 1 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱等内容に違反した行為を行ったとき。
- 2 牛トレサ法に違反した行為を行ったとき。
- 3 肥育牛経営緊急支援事業参加申込書、その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- 4 中央畜産会や県団体より報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

### 事業参加者(奨励金交付対象者)の解除について

対象生産者が次の内容に該当した場合は、何らかの通知又は催告をすることなく、本事業への参加を解除することができるものとします。

- 1 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業実施要綱等各規程内容に違反した行為を行ったとき。
- 2 牛トレサ法に違反した行為を行ったとき。
- 3 肥育牛経営緊急支援事業参加申込書、その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- 4 中央畜産会や県団体により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。





**肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）  
肥育牛経営強化計画書**

**事業参加者**

氏 名 (又は法人名)	
----------------	--

**取組内容等**

取組内容	実施する左の取組内容に○をしてください
1 飼料分析	
2 血液分析	
3 肉質分析	
4 畜舎の環境改善	
5 経営分析	

**注 意**

※取組内容が1つの場合、奨励金は交付されません。

※取組内容が2つの場合と3つ以上の場合では奨励金の額が異なる場合があります。

※取組内容が確認できる書類は、事業参加者ご自身が令和8年度末（令和9年3月31日）まで保管することとなります。

令和2年度  
肥育牛経営等緊急支援特別対策事業  
(肥育生産支援事業)  
生産者チェックシート

取組内容確認日：令和 年 月 日

— 注 意 —

事業参加者は、肥育牛経営強化計画の取組内容について、この「生産者チェックシート」で確認の上、証拠書類と併せて各自で保管して下さい。

○肥育生産支援事業取組者チェックシート

【注意】

1. 参加申込書に記入された取組については、該当する取組についてのみ確認して下さい。
2. 「取組」、「取組内容」及び「証拠書類」それぞれ確認した内容には、□の中に☑を入れて下さい。
3. 本事業では、これまでに取組んだものであっても、それを現在も経営に利用していれば「取組」として認められます。

【経営改善への取組内容等】

取組 (2つ又は3つ選択)	取組内容 (一つ以上選択)	証拠書類 (一つ以上保管)
□飼料分析	<input type="checkbox"/> 指定配合飼料の利用 <input type="checkbox"/> 分析機関への飼料分析の依頼 <input type="checkbox"/> 飼料メーカー等からの成分表の活用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 飼料メーカーが掲示する成分表 <input type="checkbox"/> 飼料の領収書 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )
□血液分析	<input type="checkbox"/> 分析機関への血液分析の依頼 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
□肉質分析	<input type="checkbox"/> 超音波画像を用いたロース芯面積や脂肪交雑の分析 <input type="checkbox"/> オレイン酸などMUFU割合の分析 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )
□畜舎の環境改善	<input type="checkbox"/> 換気扇、扇風機、寒冷紗の利用やメンテナンス <input type="checkbox"/> 代替敷料の利用 <input type="checkbox"/> 飼槽の定期的な清掃 <input type="checkbox"/> 病害虫の侵入防止に係る取組 <input type="checkbox"/> 防虫ネット、防鳥ネットの利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 作業日誌 <input type="checkbox"/> 業者の作業報告書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )
□経営分析	<input type="checkbox"/> 経営管理研修会への参加 <input type="checkbox"/> 経営指導機関が行う経営診断事業の活用 <input type="checkbox"/> J A 等による経営アドバイザーの実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> 経営管理研修会出席者名簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )



整理番号	
------	--

令和2年 月 日

## 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）の 個人情報提供に係る同意の委任状

公益社団法人中央畜産会会長 殿  
公益社団法人福島県畜産振興協会会長 殿

(事業参加者名)

事業参加者氏名 (又は法人名)	フリガナ
	..... ⑩
代表者氏名 (法人のみ)	フリガナ
	.....

私は、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）実施のため、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された私の情報を公益社団法人中央畜産会、県団体及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限を公益社団法人中央畜産会会長に委任します。

記

事業参加者の情報（牛トレーサビリティ法に基づく管理者コード番号）

(管理者コード番号①)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号②)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号③)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

※このページの写しを公益社団法人中央畜産会会長が独立行政法人家畜改良センター理事長に提出します。



(管理者コード番号④)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号⑤)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号⑥)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号⑦)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号⑧)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号⑨)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

(管理者コード番号⑩)

管理者コード番号		フリガナ 氏名又は名称	
----------	--	----------------	--

※このページの写しを公益社団法人中央畜産会会長が独立行政法人家畜改良センター理事長に提出します。

# 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

## 【点検の方法】

- ①毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ②点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、家畜ごとに点検する必要はありません。)
- ③点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④該当がない項目や実行できない項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

チェック欄

<p><b>1 家畜排せつ物法の遵守</b></p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。</p>	<input style="width: 60px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p><b>2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</b></p> <p>家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input style="width: 60px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p><b>3 家畜排せつ物の利活用の推進</b></p> <p>循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input style="width: 60px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p><b>4 環境関連法令への適切な対応</b></p> <p>循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input style="width: 60px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p><b>5 エネルギーの節減</b></p> <p>温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input style="width: 60px; height: 40px;" type="checkbox"/>
<p><b>6 新たな知見・情報の収集</b></p> <p>環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input style="width: 60px; height: 40px;" type="checkbox"/>

**【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】**

点検日  
点検者

年 月 日

印

## 法 人 概 要

1	法人名	
2	法人の種類	①農業協同組合 ②農業協同組合連合会 ③農事組合法人 ④合同・合名・合資会社 ⑤株式会社 ⑥特例有限会社(有限会社) ⑦(公益・一般)財団法人 ⑧(公益・一般)社団法人 ⑨その他( )
3	①資本金又は出資の総額	円
	②(常時)従業員数	人
	③株主のうち法人格を有する者の名称及び構成割合	1 ( %)
		2 ( %)
		3 ( %)
		4 ( %)
5 ( %)		
3の③の株主概要(法人名 )		
4	①資本金の額	円
	②常時使用する従業員数	人
	③株主氏名又は名称及び構成割合(上位から累計50%以上を記載)	1 ( %)
		2 ( %)
		3 ( %)
		4 ( %)
5 ( %)		
4の③の構成割合で単独50%以上を占める法人がいる場合は当該法人の概要		
5	①資本金の額	円
	②常時使用する従業員数	人
	( )年 総売上額	円
5	うち肥育部門売上額	円
	肥育部門従業員人数	令和2年 月現在 人

登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び株主に関する記載内容に係る書類を添付すること